

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第167回）議事概要

1 日 時

令和8年4月9日（木）16時01分～16時47分

2 場 所

Web会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

藤井 威生（部会長）、森 亮二（部会長代理）、相田 仁、浅川 秀之、
武田 史子、西村 真由美、林 秀弥、矢入 郁子

（以上8名）

（2）専門委員（敬省略）

大橋 弘、関口 博正

（以上2名）

（3）総務省

井上 淳（事業政策課長）、岸 洋佑（事業政策課調査官）
佐藤 隆亮（事業政策課統括補佐）、小杉 裕二（事業政策課課長補佐）、
望月 俊晴（基盤整備促進課課長補佐）

（4）事務局

石井 貴朗（情報流通行政局総務課課長補佐）

4 議 題

（1）答申事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（公正競争の確保等に
関する規定の整備）【諮問第3209号】

審議の結果、本件について、諮問のとおり改正することが適当との答申を行った。

【内容】

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）等の一部改正について、答申を行ったもの。

イ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（基礎的電気通信役務台帳の導入等に伴う規定の整備）【諮問第 3208 号】

審議の結果、本件について、諮問された省令案を修正した上で改正することが適当との答申を行った。

【内容】

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）等の一部改正について、答申を行ったもの。

ウ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（鉄塔等提供事業に対する認定制度の創設に伴う規定の整備）【諮問第 3210 号】

審議の結果、本件について、諮問のとおり改正することが適当との答申を行った。

【内容】

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）等の一部改正について、答申を行ったもの。

(2) 諮問事項

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案について（第二種交付金の額の算定方法等に関する規定の整備）【諮問第 3214 号】

審議の結果、本件について、意見募集を実施することを決定し、提出された意見を踏まえ、ユニバーサルサービス委員会において調査・検討を行うこととした。

【内容】

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 70 号）により創設

されたブロードバンドユニバーサルサービス制度に関し、最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方二次答申（令和8年3月16日情報通信審議会答申）を踏まえ、電気通信事業法施行規則等の一部改正省令案について、諮問を受けたもの。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担 当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 石井・下条

電 話：03-5253-5694

メール：ip-council_atmark_soumu.go.jp

（_atmark_を@にしてください）